

令和5年7月（第7回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和5年7月20日（木）18:00～20:30

市役所本庁 3階 会議室(防災情報センター)

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に出席した者

床本教育部長、水津教育次長、藤井教育施設課長、佐々木学校教育次長同格、藤高等学校教育副課長、倉重指導主事、藤田教育支援課長、石崎教育支援課長同格、井上教育支援副課長、井上社会教育課長、山本人権教育課長、半田学校給食課長、神田学校給食副課長、福岡学びの森くすのき・地域文化交流課長、石川学びの森くすのき・地域文化交流副課長、森図書館長、藤本図書副館長、三好教育総務課長、島谷教育総務副課長、大田教育総務係長

4. 傍聴者

なし

5. 要旨

教育長 : ただ今から、令和5年7月20日の第7回教育委員会会議を開催いたします。本日は、過半数の委員が出席しているため会議として成立していることを最初に報告します。また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教育長 : また、今回の資料と合わせて送付しました、令和5年6月20日開催の令和5年第6回の議事録について、御意見等ありましたらお願いします。
(全員異議なし)

教育長 : それでは、令和5年第6回教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教育長 : 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は山野委員にお願いします。

教育長 : 議題に入る前に、6月議会の一般質問が終了したことから6月議会の報告を事務局からお願いします。

教育総務課長 : それでは教育総務課から、説明します。6月議会では一般質問として9名の議員から質問がありました。まず青谷議員からは、教職員の働き方改革についての質問がありました。次に吉松議員からは、中学校部活動の地域移行についてと中学校における武道教育についての2点の質問がありました。次に松岡議員からは、小中学校及び体育施設の屋外トイレについての質問がありました。次に新村議員からは、働き方改革に伴う中学校の部活動への影響についての質問がありました。次に荒川議員からは、学校給食の無償化についての質問がありました。次に時田議員からは、ICTによる児童生徒の健康や発達への悪影

響への対策についての質問がありました。次に真宅議員からは、小中学校の下校時間の繰り上げについての質問がありました。次に笠井議員からは、市内の外国人住民についてと文化財保存活用地域計画についての2点の質問がありました。最後に三好議員からは、マスク着用による児童生徒への影響についての質問がありました。説明は以上です。

教育長 : それでは、本日の議題は、「議案第11号 教育委員会の事務の点検及び評価について」、の1件と、その他の事項として「宇部市学校運営協議会委員の任命について」、「児童・生徒の体力向上について」、「部活動の地域移行について」、「宇部市立小中学校校則見直しに関するガイドラインについて」、「寄附の報告について」の5件となっています。

教育長 : 教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について全て公開としてよろしいか。

(全員異議なし)

教育長 : 異議がないようですので、本日の議題は全て公開とさせていただきます。

教育長 : はじめに「議案第11号 教育委員会の事務の点検及び評価について」についてですが、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 : それでは教育総務課から「議案第11号 教育委員会の事務の点検及び評価について」説明いたします。令和5年度教育委員会の事務の点検及び評価についてですが、令和4年度に実施した、第2期宇部市教育振興基本計画における教育委員会の所管事業について点検・評価調書を作成しました。今後は、学識経験者の意見聴取を行い、その後、報告書を作成し、再度、教育委員会会議に上程し、12月の市議会へ報告する予定です。また、本日の進行につきましては、各事業に関する事務局からの説明は省略させていただき、皆さんからの御意見御質問に、主管課長がお答えするという形をお願いします。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員 : 個別施策の評価と指標の評価は連動していないのでしょうか。

教育総務課長 : 連動しておらず、別の評価となります。

委員 : 宇部市教育大綱における目標指標が各柱の指標になっていますか。

教育総務課長 : お見込みのとおりです。

委員 : 個別政策の評価は数字で評価を示すのが難しい為、基準を「80%又は概ね達成できた」とかで示す方が分かりやすいのではないかと。

教育総務課長 : そのように変更します。

委員 : 取組名の番号が飛んでいるところがあります。

教育総務課長 : 教育委員会以外が所管している施策については、対象外としています。

教育長 : それでは、他に全体的な意見がなければ施策の柱の基本目標1から、ご質問ご意見等お願いいたします。

委員 : 個別施策1-1-2 GIGAスクール構想推進事業について、「児童生徒用端末を430台」は追加購入ですか。

学校教育次長同格 : 基本的には全員配置していますので、更新となります。

委員 : 「小学校高学年と中学校全学年にデジタル教科書を導入し授業で活用した」について、詳しく教えてください。

学校教育次長 同格 : 国の予算を活用しながら、令和4年度については、英語・数学を柱として、保健体育・図工・音楽・家庭科に導入しています。各校希望に基づいて導入となりますが、英語については全ての小学校5年生から6年生及び中学校1年生から3年生に導入しています。

委員 : デジタル教科書があれば、教科書は不要ですか。

教育長 : 教科や状況によりますが、併用が基本となります。

委員 : 個別施策1-5-3彫刻教育推進事業について、各小学校4年生が見学に行き、文化振興課と一緒にやっておられると思います。彫刻をただ見て作家さんはこんな思いで作ったという説明をするだけではなく、対話型鑑賞ということで、宇部市教育大綱に「ふるさとを愛する心を育みます」の郷土愛を醸成するとともに、アートを介して、観察力、思考力、他者を理解する心を育み、主体的で豊かなコミュニケーションが生まれる彫刻教育の充実を図りますと明記してありますが、文化振興課と庁舎が一緒になったことから連携を取りやすくなり、対話型鑑賞が強化されたのでしょうか。

学校教育副課長 : 文化振興課の学芸員に授業に入っていただき、ただ単に彫刻の説明をするのではなく、前もって教員と授業について計画し、ワークショップ型で子供たちがミニチュアの彫刻を前にして、感想を述べあいながら学芸員さんとの対話を通じて、より深く彫刻について学べるような授業を展開しています。

委員 : 現在、各美術館でワークショップ型や対話型鑑賞をどんどん取り入れる形であり、社員教育でも使っている大切な分野になっていくと思いますので、更に積極的に取り入れていただきたいです。

委員 : 個別施策1-4-1保幼小連携教育推進事業ですが、宇部市教育大綱では指導主事等が保育所、認定こども園、幼稚園を訪問し就学についての支援や助言を行っていくと明記されていますが、取組目標が市内の私立幼稚園16園を訪問となっています。これは、保育所の訪問までは難しいということでしょうか。できれば、保育所も見えていただきたい。また、保幼小連携教育推進事業ですので、保育所、幼稚園の順に、今後の課題と方向性の書き方も併せて修正した方が良い。

指導主事 : 保育所の訪問について、大事なことですので前向きに検討します。

教育支援副課長 : やはり数がかかなり多い為、学校教育課と教育支援課の職員で出来る限り多く訪問をさせていただいています。来年度入学予定の児童を中心に保育所の先生方にお話を聞かせていただいて、何とか少しでも特性のあるお子様が入学後の安心安全な学校生活に向けてご相談をいただくよう話をして、教育支援委員会に導いています。また、リミットとして11月の教育支援委員会でないと入学児童は間に合わないところがありますので、できる限りという期間を絞って訪問をさせていただいているところが現状であります。

教育長 : それでは、他に意見がなければ施策の柱の基本目標2について、ご質問ご意見等お願いいたします。

委員 : 個別施策2-1-2いじめ対策推進事業について、今後の課題と方向性ですが、解消率が目標の100%に0.5%届かなかった児童生徒の状況について説明をお願いします。

教育支援課長 : 0.5%の児童生徒については、継続して様子を見ている児童生徒や今の学校ではどうしても困難で転校される児童生徒となっています。

委員 : 解消率という言葉に抵抗があり、早期に見つけていただきたいですが、全てが早く解決できるとは思っていないので、解消率という形では取りこぼした印象がある為、別の言葉になりませんか。

教育支援課長 : この解消率というのが、国に毎年提出しています児童生徒の問題行動等調査でいじめの認知件数、認知したいじめのその後の経過調査というのがあり、それと比較しやすいよう解消率という言葉を使用しています。確かに解消すれば良いのかというように見受けられてしまいますが、解消というのがいじめ被害を受けた児童生徒が学校生活で痛みや心に不安がない状態が概ね3ヶ月以上継続しているという国が示す指標がありますので、こちらも解消率という言葉を使用しています。

委員 : 今の説明を聞くと解消されなかったケースについて継続されているのがわかりましたが、今の書き方だと継続が読み取りづらい為、付記をお願いします。

教育支援課長 : 今後の課題と方向性に付記します。

委員 : 個別施策2-2-3支援ボランティア推進事業について、活動回数1,000回は延べ回数ですか。回数は30分でも1日でも1回ですか。何人の方がボランティアで活動していますか。A判定になるほどボランティアが充実していますか。

教育支援副課長 : 令和4年度ボランティアの人数は34人です。時間的な縛りはなく、1日何分でも御参加いただければ1回とします。各学校長に学期毎報告いただき、その合計回数が1,048回になっています。ボランティアが充実しているかどうかですが、無償ボランティアですので、できることをできる時間でやっていただいております。人数が増えれば学校は助かるのは間違いないですが、今のところ、できる限りの方でやっていただいているとしか言えない状況です。学校からは大変助かっていると報告を受けています。

教育長 : ボランティア人数の付記があると良いという意見ですか。

委員 : 個別施策3-2-2学校教育活動支援ボランティア事業がありますが、そちらでカウントしている学校もあります。人数を付記してほしい訳ではないが、そこも考え合わせるときに、学校によってはボランティアが足りていない。指標がそうなので仕方がないですが、1,000回を超えただけでA判定にして良いのか。

教育支援副課長 : おっしゃる通り特別支援ボランティアについて登録者がいらっしやらない学校もありますので、そこは活動回数0回となっております。しかし、指標に

については登録をしているだけで活動がなかったら、威力を発揮していないとなります。そこを踏まえて人数より回数を指標にさせていただいています。また、あくまでも指標ですので、1,000回を設定させていただいています。

委員 : 個別施策2-2-4ふれあい教室等不登校対策推進事業について、指標の評価はAになっていますが、全国的にも令和2年度から令和3年度は不登校が増えているのに、全国数値より下回っているので指標の評価がAというのは疑問がある。また、今後の課題と方向性で、方向性のみ書いているところもあれば、課題を書かれているところもある。A判定なので課題を書かれていないのでしょうけど、課題が見えてこないと次の方向性に向かわない為、課題を記載した方が良い。

教育支援課長 : 確かに不登校の人数は宇部市で増加しています。ただ、全国や県の1,000人あたりの人数で算出したところ、下回っているというところでA判定としています。

委員 : 目標値における数値としての評価はそうですが、やはり違和感を持たれる人はいると思う。不登校の原因や課題が見えないと点検評価の意味がない為、他の項目も含めて課題がはっきりしていると良い。

教育長 : 不登校については、時間軸では非常に厳しい状況になっている。これは課題です。ただ空間軸では、全国、県に比べると不登校出現率は少ない。時間軸の中で課題はある程度示さないと空間的な比較だけではないというところで、教育支援課については若干付記をお願いします。教育総務課については、今後の課題と方向性のところを、今一度それぞれの課で見直して、特に課題が示しきれていないところや、B以下の評価については必ず課題を明確に付記することとし、次回に共通理解で示すようお願いいたします。

委員 : 個別施策2-3-3環境教育連携推進事業について、取組結果で「やまぐちひとづくり財団」が実施する親子環境学習講座について全小学校に周知したとは、具体的にどういったことを示すのでしょうか。

学校教育次長 同格 : 周知したとは、パンフレットを送付して啓発したということです。

委員 : 取組目標に広く周知するようになっており、評価としては良いかもしれませんが、少し弱いのかなと思います。宇部市教育大綱には、専門的な視点を取り入れた授業を行い、児童・生徒の環境問題に対する視野を広げていきます。小学4年生のごみに関する学習では、楽しく、ごみ分別への理解を深め、中学生では、より深くSDGsを理解できる支援を行い、自分たちに何ができるかを考えるよう導きます。小学校から中学校の学習プログラムを、重層的な環境教育として取り組みますとありますので、周知すると言うだけでは目標を達成できないのかなと思いますので、もっと踏み込んだ環境学習ができませんか。

学校教育次長 同格 : ご指摘の部分で確かに必要であると感じましたので、可能な範囲で対応できるところを探ってまいりたいと思います。

委員 : 個別施策 2-2-5 訪問型家庭教育支援事業について、今後の課題と方向性の不登校対策の推進については、新たな不登校を生まないための学校運営支援とありますが、学校運営支援というのは学校での支援ということですか。

教育支援課長 : 学校の取組を支援していくということです。

教育長 : 学校運営支援の表記が分かりづらい為、表記を若干修正下さい。

教育長 : それでは、他に意見がなければ施策の柱の基本目標 3 について、ご質問ご意見等お願いいたします。

委員 : 個別施策 3-4-1 図書館の運営事業について、以前図書館の展示室を活用させていただきましたが、借りる窓口がオープンになっていない為、宇部市公式ウェブサイトの公共施設予約などの対象施設にはできないでしょうか。また、図書館よりもラインで何度もタップしてやっと辿り着く状態である為、すぐに辿り着けるよう工夫をしていただけるとより良いのかなと感じました。

図書館長 : 展示室について、宇部市公式ウェブサイトの対象施設となるようホームページの修正を行い、利用促進していただくよう周知していきます。また、図書館だよりについても、より分かりやすく SNS 活用等で周知していきます。

委員 : 個別施策 3-2-9 青少年の健全育成推進事業について、取組結果の「各団体がそれぞれの立場でできる青少年健全育成推進の取組を進めた」と、今後の課題と方向性の「地区ふれあい運動推進員による街頭補導や有害環境浄化活動を継続」のところで、行政として具体的にどのような支援になるのか。

教育支援課長 : 各団体の取り組みについては、特に支援をしているわけではなく、更に取組を一緒にやっていきたいと思いますとお願ひしている。

委員 : 個別施策の取組としては消極的であるので、積極的な関わりは難しいですか。

教育支援課長 : 元々は青少年問題協議会が山口県青少年健全育成条例に基づいて諮問機関としてありましたが、近年は諮問事項がありません。その為、取組を進めている諸団体とは、青少年の規範意識醸成として定期的に会合を行い協議しています。併せて、そこで一緒にやっていきたいと思いますとお願ひをしています。指標の評価は刑法犯少年の人数が増えた為、評価 D としていますが、個別施策の取組は評価 B としています。

委員 : 刑法犯少年の人数が増えている中で、やはり個別施策評価 B に疑問があります。

教育長 : 個別施策評価 B の妥当性についていかがでしょうか。

教育支援課長 : 諸団体との取組が全くできていない訳ではなく、今まで通り連携していることから、個別施策の評価は B とさせていただきました。また、刑法犯少年の人数が 24 人に増えていますが、警察が認知した情報であり具体的な内容については教えていただけないが、現在万引きは捕まえたら通報が当たり前の状態になっており、また、集団で万引きを行った場合には一気に数字が増加することもあると警察担当者から伺っています。決して団体任せにしている訳ではなく、学校の方でも学期末に保護者と一緒に生活指導しています。記載については、説明が不足している場合は修正していきます。

教育長 : 評価を含めて再検討し、次回に説明をお願いします。

- 委員 : 個別施策 3-3-4 宇宙教育推進事業について、5月の教育委員会会議でも意見させていただきましたが、具体的には井筒屋の跡地に現行プラネタリウムを移設していただきたい。現行プラネタリウムの部品がいづれなくなった場合も、別のプラネタリウムを入れられるような状態にして継続していただきたいが、具体的な話がありますでしょうか。
- 社会教育課長 : 現在青少年会館にあるプラネタリウムのドーム、座席、照明、音響を移設した場合、費用が2億から3億円かかります。現行機については、天文同好会を含め関係団体の方と協議を進めているところですが、今後の方向性として最新のデジタル機器やメガスターを活用し、費用面から購入ではなくリースでプラネタリウムの投影を行い、天文教育を継続していきたいと考えています。
- 教育長 : 是非何とかしてほしいと意見があったことを踏まえて今後も検討して下さい。
- 委員 : 個別施策 3-4-2 子どもの読書活動推進事業について、取組目標の「移動図書館車「あおぞら号」などによる児童図書の実充に努めます」とありますが、「努める」に修正下さい。
- 図書館長 : 修正いたします。
- 委員 : 個別施策 3-3-6 社会人権教育推進事業について、表記の仕方ですが、幼稚園児・保育園児の並びが保幼に変わった為、保幼の並び順に変更して下さい。また、宇部市教育大綱は保育所ですが、保育園か保育所のどちらが正しいでしょうか。
- 委員 : 公的には保育所として施設種別がありますが、園名は各園が自由に付けられる為、〇〇保育園と付けられている所が多いです。こどもの呼び方については、ただ幼児や園児などの言葉に変更される方が良いかと思えます。
- 委員 : ただ幼児とした場合、保育所・幼稚園に行っていない幼児も対象となってしまう為、保育所・幼稚園の幼児とした方が正確ではないでしょうか。
- 人権教育課長 : それらを含めて最も相応しい言葉に変更致します。
- 教育長 : それでは、他に意見がなければ施策の柱の基本目標 4 について、ご質問ご意見等お願いいたします。
- 委員 : 個別施策 4-1-1 防災教育推進事業について、今後の課題と方向性で見直し頻度はどのくらいでしょうか。
- 指導主事 : 毎年度始めに全職員で検討します。あとは避難訓練実施前に評価・見直しガイドラインを参考に動きの確認等協議を行います。
- 委員 : 個別施策 4-1-1 防災教育推進事業について、取組結果の「実施できなかった小学校 1 校、中学校 2 校」を教えてください。
- 指導主事 : 学校名のお答えがすぐに出来ませんが、コロナ対策で見合わせたとのこと。
- 委員 : 西岐波中学校の出入口が狭く一つしかなくて、近隣からの苦情で実施できないと聞いたことがあるのですが、コロナ期間以外は毎年実施されていますか。また、実際に避難はどのようにしていますか。
- 学校教育次長 同格 : 西岐波中学校に確認し次回お答えします。

委員 : 個別施策4-1-3交通安全・防犯対策事業について、今後の課題と方向性で令和5年度からのヘルメット着用の義務化は、努力義務ですので修正下さい。また、中学校はヘルメットを白で揃えています。小学校から中学校、中学校から高校で買い替えが必要となり経済的な負担が生じます。中学校のヘルメットは白で揃えるよう校則で決まっているのでしょうか。

学校教育副課長 : 特にデザインや色に指定はなく、先日県からもデザインについて柔軟に対応するよう周知文が届いており各学校へ通知したところですが、各学校の判断となります。

教育長 : 他に意見はありませんか。それでは、「議案第11号 教育委員会の事務の点検及び評価について」について本日は以上となりますが、次回再度協議します。続きまして、その他の事項「宇部市学校運営協議会委員の任命について」、社会教育課から説明をお願いいたします。

社会教育課長 : 宇部市学校運営協議会委員は令和5年6月30日で任期満了となり、委員の改選を行いました。新たな任命者や委員構成は別紙一覧表のとおりです。任期は2年で令和5年7月1日から令和7年6月30日までとなります。今回委員の任命は、新任160人、再任285人の合計445人です。今回は多様な人材の参画を促すということで、女性や若手の選出を呼びかけていました。女性委員については165人から173人となり8人増です。また、継続年数が7年以上の委員が94人から14人減で80人となりました。今後も多様な人材の参画を促す為、引き続き呼びかけをさせていただこうと思います。

教育長 : ご意見ご質問はありませんか。それでは続きまして、その他の事項「児童・生徒の体力向上について」、学校教育課から説明をお願いいたします。

指導主事 : 本市における児童生徒の体力の現状について、平成29年から全国、山口県、宇部市が体力テストの点数推移をグラフにしておりますが、全て下降傾向です。宇部市の課題について、種目別にグラフを作っておりますが、小学校男女は握力、長座体前屈、立ち幅跳び、ソフトボール投げの4種目が国や県を下回っています。中学校男女は上体起こし、50m走、立ち幅跳び、ハンドボール投げの4種目が下回っています。市として筋力や柔軟性に課題があると考えられます。また、立ち幅跳びやソフトボール投げなど試技に技術の必要な種目に課題が見られる傾向です。スポーツテストの総合得点の総合評価がDとEだった児童生徒の人数と割合について、小5男子は全体の50.2%、小5女子は40%でした。中2男子は42.5%、中2女子は23.3%でした。DとEの人数を引き上げていくところが課題となってきますので、DとEの運動が嫌いな児童生徒をグラフ化しましたが特別増加しておりませんでした。このことから、コロナ禍による体育・保健体育の授業での様々な活動の制限や、外出の自粛による運動の機会の減少によるものだと考えられます。次に、平日1日におけるメディアの視聴時間をグラフ化しました。全体的に見ると男女とも緩やかな増加傾向にあり、家庭におけるメディア視聴時間の増加に伴い、運動をする機会が減っていることが考えられますので、メディアの使い方や利用時間などについて

て、学校で指導するだけでなく、家庭での約束を作ってもらなど保護者の協力を得ていく必要があります。児童生徒の体力における課題解決に向けた取り組みについては、当市に限らず山口県も危機感を持っており、今年度から「体力向上維新プロジェクト」を山口県全小中学校で実施しています。その内容については、体力向上レポートを各学校で作成してもらっていますが、まず1つ目、「準備運動」で体育の授業前に取り組み体力向上を図る。2つ目に「おうちで運動」で家庭学習、家庭で体力を向上します。3つ目が「新体力テスト」に向けた取り組み。最後に学校独自の取り組みの4つを山口県全小中学校で行います。また、プロスポーツ選手による子どもスポーツ夢教室の実施、メディアコントロールの取り組みについてもこれまで同様継続していきます。

委員 : 体力向上したものの学力が落ちてしまっはどうかと思う。学力も体力向上に併せてバランスが取れている学校などを精査したデータはありますか。

指導主事 : この度は体力向上についての分析データを作成しました。今後は学力も含めた分析も検討していきます。

教育長 : ご意見ご質問はありませんか。それでは続きまして、その他の事項「部活動の地域移行について」、学校教育課から説明をお願いいたします。

指導主事 : 議会やニュースでもご覧になられているかと思いますが、本市においても少子化に伴い部活動の数や部員数が減少しており、大会やコンクールに出場ができない部活動が増えております。本市が目指す地域クラブ活動体制は、地域クラブが活動する場所に集まって練習や試合に取り組むということになります。それが学校やスポーツ施設や文化施設になるかもしれません。地域移行に向けて、令和5年2月に小学生4～6年とその保護者、中学生1～2年とその保護者、中学校の教職員対象にアンケート調査を実施しました。課題として、教職員については引き続き部活動指導を行いたいかという質問に対して、行いたいと思わないが73%でした。生徒と保護者のアンケートについて、生徒は楽しく優しく教えてもらえるかが不安、保護者は活動場所への移動方法や活動費の負担額が心配であるとのことでした。今後の活動体制で最終的には授業、帰宅、部活動、帰宅の形を想定しています。今後の見通しについて、指導者や活動団体、運営団体の受け皿や活動場所の確保も調整していく必要があります。また、令和5年9月を目途に、総合型地域スポーツクラブやプロスポーツ団体の下部組織と連携し、学校部活動を地域クラブとして認定・支援する実証事業を開始します。その中で見えてくる課題もその都度検討しながら進めていきます。最後に宇部市の地図が載っている資料がございますが、拠点型クラブ設置ということで、4つのブロックに分けて受け皿や指導者を確保していくイメージです。ある種目の需要が多いというようなブロックについては、同じブロックに2つ3つの受け皿ができるということも想定しています。北部の学校は距離がありますが、実際に楠・厚東川中学校だけでは人数が足りないという問題があります。併せて、移動手段が困難になってくる為、スクールバスなど検討しながら、体制作りをしていきたいと考えています。

委員 : 今後の活動体制で最終的に授業、帰宅、部活動、帰宅の形を想定された場合、家庭学習がほとんどできない時間設定になっている。平日4日は過酷ではないでしょうか。

指導主事 : 地域クラブに移行した場合、平日4日活動することが難しいクラブもあり、平日1日休日1日というクラブもあります。それらを検討いただきクラブを選択していただく形になります。

委員 : 美祢市か長門市がタクシーで繋いで生徒さんをおある中学校に集めていましたが、想定されていますか。

指導主事 : 移動に係るサポートは今後も検討していきます。

委員 : 部活動のハードルが高くなっており体力向上と相反する方向に向かっているが、知恵を振り絞って頑張ってください。

指導主事 : 出来るだけハードルを低くする為、受け皿や市として団体へ資金面のサポートができる体制を整えていきます。

教育長 : ご意見ご質問はありませんか。それでは続きまして、その他の事項「宇部市立小中学校校則見直しに関するガイドラインについて」、教育支援課から説明をお願いいたします。

教育支援課長 : 策定の趣旨は資料の1ページにありますが、第2期宇部市教育振興基本計画の理念である、子どもたちが自ら主体的に社会に関わり合い、向上心を持って学び、自らを磨き上げていくという「自立のこころ」と、多様な一人ひとりが互いの人格を尊重し支え合い、社会の中で自らの役割と責任を果たし高め合っていくという「共存同栄のこころ」という2つのこころの実現を目指しています。この中で、資料の2ページにありますように、国の教育振興基本計画やこどもの権利擁護や意見を表明する機会の確保、意見の尊重等が義務付けられた「こども基本法」、また、児童生徒自身が校則の根拠を考え、身近な課題を自ら解決することが大切であるということが示された「生徒指導提要の改訂」などを背景として、宇部市の基本理念の実現に向けた取組の一つとして、今年度、校則見直しを進めることとしています。校則は、教育目的や児童生徒の状況などを踏まえて、最終的には校長により制定されるものですが、今までも、校則についてはいわゆる「ブラック校則」や性の多様性に絡んで話題になることもあり、見直しについては各校にお願いしてきたところです。資料の4ページ以降では、見直しの際に留意すべき3つの観点を「児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築」「必要かつ合理的な範囲内で制定すること」「校則の公表」とし、具体的にどのようなことに注意して見直すべきかという例やスケジュール案などを示して、各学校における校則見直しを進めやすくしました。ガイドラインの内容については、PTAや学校運営協議会、小中学校校長会の生徒指導担当校長、生徒指導及び教育相談担当教員で構成する「ガイドライン検討委員会」での協議や、こども基本法をはじめ、こどもの権利等に知見をお持ちの日本大学の末富芳教授にご助言いただきました。夏休み中に各校が

今年度の取組について検討できるよう、7月中に配布することとしています。
以上となります。

委員 : 各学校の校則は閲覧可能でしょうか。

教育支援課長 : 児童生徒の保護者には各学校とも紙でお示ししています。ホームページにも載っていない為、現状として見ることはできません。

委員 : 教育委員会では全校把握していますか。

教育支援課長 : 全校分を紙で管理しており把握しています。

委員 : 毎年校則の見直しを行う予定ですか。

教育支援課長 : 見直しがあるかないかは別として、年1回は検討いただきます。

委員 : 毎年校則が変わる可能性がありますか。

教育支援課長 : 児童生徒の意見を尊重して、最終的に学校長が制定することとなります。

教育長 : 他にご意見ご質問はありませんか。それでは続きまして、「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長 : 6月の寄附について報告します。6月は1件の寄附がありました。令和5年6月6日匿名の方から、平成24年度から通算134回目5,000円の御寄附を交通遺児のためとしていただきました。説明は以上です。

教育長 : 報告については以上となりますが、報告について何かありましたらお願いします。

教育長 : 最後に、次回教育委員会会議の議題である「議案第12号 宇部市小学校教科用図書の採択について」は、静ひつな環境で、他の影響のない状態で行うことを原則としていますので、非公開としてよろしいですか。

(全員異議なし)

教育長 : 異議がないようですので、次回教育委員会会議の議題である「議案第12号 宇部市小学校教科用図書の採択について」は、非公開とさせていただきます。では、以上をもちまして本日の会議を終了します。